

田村市公告第76号

田村市新病院・厨房施設 基本設計業務について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第6号の規定に基づく随意契約の相手方を選定するため、企画提案書等の提出者を次のとおり公募する。

令和2年11月2日

田村市長 本田 仁一

1 業務の概要

(1) 業 務 名

田村市新病院・厨房施設 基本設計業務

(2) 履 行 期 間

契約締結日から令和3年5月28日まで

(3) 提案上限見積額

47,329,000円以内（地質調査費、消費税及び地方消費税を含む。）

2 参加資格要件

企画提案書等を提出できる事業者は、次に掲げる要件を満たしている「単独設計事業者」又は、業務提携合意を交わした2者の設計事業者による本業務受託のために結成された「共同企業体」とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 田村市暴力団排除条例（平成24年田村市条例第3号）第2条第1号、第2号及び第3号に掲げる者でないこと。

(3) 田村市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年田村市告示第140号）に該当しないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立がなされていないこと。

(5) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。

(6) 平成31・32年度田村市入札参加資格者名簿（測量等）に登録されている者とし、公告の日から契約締結の日までの間に、有資格業者に対する指名停止に関する要綱（平成19年田村市告示第32号）による指名の停止を受けていない者であること。

(7) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に定める一級建築士事務所登録をしていること。

(8) 単独事業者又は共同企業体における代表事業者は、本業務の類似業務として次に掲げる①②両建築物の新築又は増改築の設計実績を有すること。

- ①過去5年以内に竣工した、100床以上の病院（公立、民間を問わず）の設計実績を3件以上有すること。
- ②過去に1日300食以上の厨房（給食）施設単体又は、厨房（給食）施設を含む多用途の複合施設の設計実績を1件以上有すること。
- (9) 共同企業体における構成事業者は、用途並びに公立・民間問わず、過去5年以内の設計実績3件以上有し、福島県内に本社を有すること。
- (10) 配置予定技術者に対する要件は、次のとおりとする。
- 過去10年以内に100床以上の病院（公立、民間を問わず）設計実績を1件以上有する、
- ①管理技術者 一級建築士 1名
- ②建築意匠主任技術者 一級建築士 1名
- ③構造主任技術者 構造設計一級建築士 1名
- ④電気設備主任技術者 建築設備士 1名
- ⑤機械設備主任技術者 建築設備士 1名
- ※「建築意匠主任技術者」及び「構造主任技術者」は、当該業務を遅滞なく円滑に履行できる場合であれば兼任を可とする。
- ※「電気設備主任技術者」及び「機械設備主任技術者」も同様とする。
- ※「建築意匠主任技術者」は、設計業者と直接的かつ恒常的な雇用関係であることを要するが、「構造主任技術者」「電気設備主任技術者」及び「機械設備主任技術者」は、協力事業所から配置することができる。

3 応募手付き等

項目	日程	備考
公募開始（プロポーザル公告）	令和2年11月 2日(月)	
参加申込みに関する質問書の提出期限	令和2年11月 9日(月)	午後4時まで
参加申込みに関する質問書の回答期限	令和2年11月12日(木)	
参加申込書等の提出期限	令和2年11月16日(月)	午後5時まで
参加資格等確認、審査	令和2年11月17日(火)	(予定)
参加承認通知、企画提案書提出要請	令和2年11月19日(木)	
企画提案に関する質問書の提出期限	令和2年11月26日(木)	午後4時まで
企画提案に関する質問書の回答期限	令和2年11月30日(月)	
企画提案書の提出期限	令和2年12月 3日(木)	午後5時まで
企画提案書等の審査	令和2年12月 9日(水)	(予定)
企画提案書等の審査の結果通知	令和2年12月11日(金)	(予定)
プレゼンテーション審査	令和2年12月16日(水)	(予定)
プレゼンテーション審査の結果通知	令和2年12月18日(金)	(予定)
契約締結（設計業務）	令和2年12月下旬	

4 実施要領等の配布

実施要領等は、田村市ホームページからダウンロードすること。

田村市ホームページ <http://www.city.tamura.lg.jp/soshiki/9/hospital-basic-design.html>

5 最優秀企画提案者の選定

田村市新病院・厨房施設基本設計事業者選定委員会において、企画提案書及びプレゼンテーション等を総合的に審査し、最も評価点の高い提案者を最優秀企画提案者に選定する。

6 契約の手続き

最優秀企画提案者に選定された事業者と契約内容に関する協議を行い、合意に達した場合に契約を締結する。

なお、最優秀企画提案者と契約に至らなかった場合は、次順位者と交渉する。

7 その他

本業務に関する詳細は、「新病院・厨房施設基本設計業務公募型プロポーザル実施要領」「病院建設基本設計業務委託特記仕様書」「厨房施設建設基本設計業務委託特記仕様書」「建築・設備設計業務委託共通仕様書」に定める。

8 窓口・問合せ先

田村市保健福祉部保健課 市民病院整備室（担当：遠藤・三輪）

〒963-4393 福島県田村市船引町船引字畑添 76 番地 2

電話 0247-81-2271 FAX 0247-82-4555

E-mail hoken@city.tamura.lg.jp